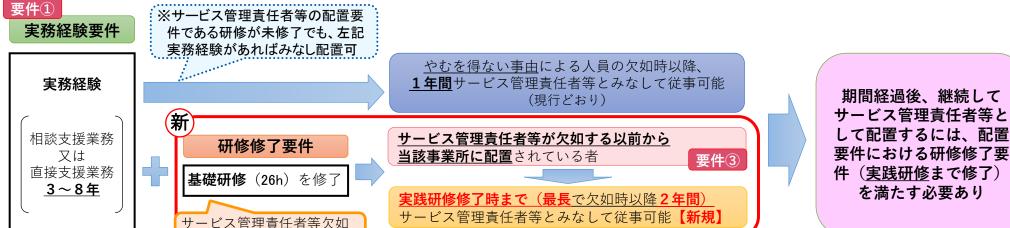
## ②やむを得ない事由による措置ついて

- **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3~8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。
- (※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病体など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、 当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

## 【要件】※①~③を全て満たす必要あり

以前に修了済み

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。



サービス管理責任者等の欠如について **やむを得ない事由**によるものと自治体が認めている いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、 みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の 実務経験が3~8年ある

いいえ

実務経験が3~8年ない場合は みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の<u>欠如した時点</u>で 既に**基礎研修を修了済み**である

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は みなし期間は1年間

┙ はい

サービス管理責任者等の**欠如時以前から 当該事業所に配置**されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は みなし期間は1年間

はい

<u>実践研修修了時まで</u>(<u>最長</u>で欠如時以降<u>2年間</u>) みなし配置可能